

お知らせ

浄化槽維持管理一覧

維持管理内容	検査回数	実施内容	実施者
保守点検	年3～4回	運転状況や放流水の確認、薬剤の補充等	保守点検業者
清掃	年1回以上	汚泥の引き抜き	<み取り業者
7条検査	年1回	水質検査・外観検査・書類検査	栃木県浄化槽協会
11条検査	1回	使用開始後4～8ヶ月日に実施	指定採水員または栃木県浄化槽協会

浄化槽は、台所・トイレ・洗面所・風呂場など家庭から出る汚れた水をきれいにして放流する生活排水処理施設です。浄化槽は適切な維持管理を行わないと、放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生したりと、逆に生活環境を悪くする原因となります。そのため、浄化槽法

**浄化槽の維持管理を
お願いします**

問生活環境課 〔☎(57)4131
(二社)栃木県浄化槽協会
☎028(633)1650

により浄化槽の維持管理が義務付けられています。維持管理を行い浄化槽の機能が十分に発揮できるようにしましょう。

第19回渡良瀬川下流域下水道恵川処理区 下水道施設公開デー

問恵川浄化センター〔☎(57)0555
上下水道課 〔☎(57)4146

日 10月15日(土) 9時～12時
所 恵川浄化センター

野木町大字野木2252番地2
催し物

- ① 下水道PRポスター展及び表彰式
 - ② アンケート提出者に謝礼品配布(大人:タオル等、子供:お菓子詰め合わせ)
 - ③ 下水道PR・相談コーナー、クイズコーナー
 - ④ パネル展示
 - ⑤ 水質試験コーナー(体験あり)、水処理説明(模型)
 - ⑥ 施設見学(水処理コース、下水道地下探検コース、管理制御室コース)
 - ⑦ その他 栃木県、小山市、野木町のマンホール展示、パソコンによる「とちぎQ&A」
- ※配布物などは数に限りがあります。

ます。
※来場は乗合または自転車等でお願ひします。

飼い犬の登録を願ひします

問生活環境課 〔☎(57)4131

犬を飼うときは登録が義務付けられています。

・生後90日を過ぎたら、必ず登録をしてください。(町内の動物病院であれば、狂犬病予防注射の際、登録ができます。)

・登録の際に渡される鑑札は、首輪などに付けておきましょう。万が一、行方不明になったときには、迷子札代わりにもなります。

・犬を登録している方で、犬が死んでしまった、犬を人に譲渡した、引っ越しをしたなど、犬の登録事項に変更がありましたらご連絡ください。

・犬を登録してある方で、犬が死んでしまった、犬を人に譲渡した、引っ越しをしたなど、犬の登録事項に変更がありましたらご連絡ください。

正しい犬の飼い方を 知っていますか

問栃木県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

あなたの犬が近所から好かれるために、マナーやルールを持った『責任ある飼い主』になりましょう。

【ルール】
・ふんの後始末は必ずしましょう。

・いつもリードなどにつないで飼いましょう。

・犬の登録や狂犬病予防注射をしましょう。

【マナー】
・鳴き声で迷惑をかけないようにしましょう(鳴き声は人の感じ方に違いがあります。)

・避妊、去勢手術をしましょう。

※しつけ方や動物に関する相談は、栃木県動物愛護指導センターまでお問い合わせください。

その一声

だれかを救う命綱

野木中学校

小澤

小夜子

(平成28年度人権啓発カレンダー掲載作品審査会での優秀作品から選出したものです)

人権標語